

春の防犯運動

5月25日 (金) ~31日 (木)

あき巣ねらいの防止は

心の戸締まりから

五月二十五日から三十一日まで
の七日間、春の市民総ぐるみ防犯
運動が展開されます。

私たちが市民は、防犯運動を盛り
あげるためにも「カギかけ、声か
け運動」少年には「愛のひと声運
動」を進んで実践しましょう。

昭和三十二年に県内で発生した
あき巣ねらいは一、六三九件で、
侵入窃盗全体の三八・八%を占め
侵入窃盗では最も高い発生率とな
っています。被害原因をみると、
あき巣ねらいなど侵入窃盗の六四
%が、カギのかけ忘れ、開け放しと
いった防犯上の初歩的不注意によ
るものです。
また、乗り物盗は、昭和五十四

年に県内で三、一六六件発生し、
非侵入窃盗の三四・九%と第一位
を占めています。これら乗り物盗
についても、自転車のカギのかけ

忘れ、オートバイ、自動車のキー
の付け放しによる被害が大半を占
めています。
あき巣ねらいや乗り物盗の発生
を防止するには「カギかけ、声か
け」「心の戸締まり」が一番大切
です。また、少年が健全に育つた
めにも「愛の一声運動」を実践し
ましょう。

期間中の行事日程

- ◎防犯のつどい (二十五日)
総合会館広場で犯罪防止宣言を
行い、終了後市内をパレード、午
後は車による巡回広報。
- ◎街頭補導 (二十六日)
シンナーなど薬物乱用および少
年の飲酒喫煙の防止を行う。
- ◎カギかけ声かけ運動 (二十七日)
防犯パトロールを行い、カギか

- け声かけの指導を実施。
- ◎街頭活動強化 (二十八日)
さかり場などで街頭補導を行う。
- ◎あき巣ねらい乗り物盗の防犯防
止 (二十九日)
被害地域の施設点検を実施。
- ◎環境浄化 (三十日)
たまり場・さかり場など有害環
境地域の調査と排除を行う。
- ◎防犯総点検 (三十一日)
防犯診断の実施。防犯設備のみ
なおしと改善整備を推進。

市税条例を改正

地方税法の一部が今国会で改正
されましたので、それに伴い、市
税条例の一部を専決処分で改めま
した。主な内容は次のとおりです。

市民税

住民負担の軽減をはかるため、
所得控除が次のとおり引き上げら
れました。

- 基礎・配偶者・老人扶養・配偶
者のいない一人目の扶養・特別

障害者控除 二十万円→二十一
万円。

- 扶養控除 十九万円→二十万円
- 障害者・老年者・寡婦・勤労学
生 十八万円→十九万円

固定資産税

土地は、昭和五十三年年度の課税
標準額に負担調整率を乗じる方法
で、税負担の緩和がはかられまし
た。なお、納税義務者には、納税
通知書を送付(五月十日予定)の
際「チラシ」を同封し詳しくお知
らせします。

負担調整率

農地	宅地等 (農地以外)			地目	負担調整 率
	一・三 倍を超え るもの	一・一 五倍を超 え、一・三 倍以下	一・一 五倍以下		
一・二	一・一	一・〇五	一・〇五	一・三 倍以下	一・一
一・一	一・一	一・〇五	一・〇五	一・七 倍を超え るもの	一・二
一・二	一・一	一・〇五	一・〇五	一・三 倍を超え るもの	一・三

上昇率の割合は、昭和五十三年
度の課税標準額と今年度の評価額と
の比較です。

軽自動車税

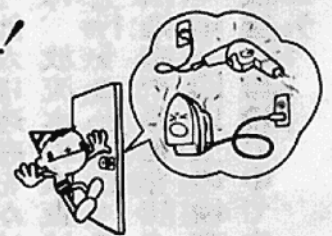
税率が平均一〇%引き上げられ
ました。

- ◎原付自転車
①五〇cc以下 六百五十円→七
百円
- ②九〇cc以下 千円→千二百円
- ③一二五cc以下 千三百→千四
百五十円
- ◎軽自動車
①軽二輪 二千円→二千二百円

電気戸締まりをお忘れなく!



●外出の多いシーズンです。
アイロンやドライヤーなどは
かならず、コンセントから
はずしておきましょう。



東京電力(今市)